

令和元年12月3日

第7回 栃木県県南交通圏及び栃木県塩那交通圏タクシー準特定地域協議会

第7回 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会の開催について（書面開催）

平成26年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号)改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、タクシー事業の適正化及び活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととなっております。

昨年は、平成29年度の調査結果を国土交通省に報告したところでありますが、今年度も引き続き平成30年度の取組状況等についてフォローアップを行うこととしております。つきましては、平成30年度の取組状況等についてフォローアップを行うため、第7回「栃木県県南交通圏及び塩那交通圏タクシー準特定地域協議会」、第7回「栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会」を書面にて下記のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として加入されたい方は、開催日（書面発送日）の3日前（12月10日・火曜日）までに下記の問い合わせ先へお申し出願います。

記

1. 日時 令和元年12月13日（金）書面発送
2. 予定している議題 (1) 適正化・活性化に関するフォローアップ調査について
(2) 活性化事業の目標値設定について

本件に関する
お問い合わせ先

栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会事務局
一般社団法人 栃木県タクシー協会
鉢村 TEL：028-658-2411